

# 定 款

2022年 6月29日 改正

株式会社キンク"

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社 キ ン グ と称し、英文は K I N G C o., L t d. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 繊維品の製造ならびに販売
2. 繊維品の輸出入
3. 染色ならびに縫製加工業
4. 下記商品に関する製造・加工・販売および輸出入  
　　宝石貴金属類、毛皮製品、繊維製調度品、室内装飾品、  
　　靴、鞄、服飾身廻品、アクセサリー類
5. 飲食物の調理販売業および食堂の経営
6. 貸室業
7. 不動産の売買、賃貸借ならびにこれらの仲介および管理
8. 不動産、動産、国債・公債・社債・株式等各種有価証券  
　　への投資
9. 貸駐車場業
10. 印刷出版業
11. 計算受託業務
12. 展示用器具、装飾用器具の製造、販売、賃貸
13. 損害保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務
14. 上記 1、2、3、4 号に関連する商品の企画・製造・販売およ  
　　び情報の提供
15. 上記各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を京都市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、9,557万2千株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の1単元の株式の数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という）を当会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3)募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規則)

第 11 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるものほか、取締役会の定める「株式取扱規則」による。

(基 準 日)

第 12 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができます。

### 第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、社長が招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定める順序に従い、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、社長が議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定める順序に従い、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、その株主または代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会決議事項)

第17条 株主総会においては、法令または定款に別段の定めがある事項をその決議において定めるほか、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入、変更、継続、廃止および発動ならびに取締役会に対するこれらの委任に関する決議を行うことができる。

(決議の方法)

- 第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

- 第19条 株主総会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。

## 第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

- 第20条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

- 第21条 当会社の取締役は8名以内とする。

(取締役の選任)

- 第 22 条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任され、その決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2. 当会社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第 23 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集通知)

- 第 24 条 取締役会は、その定めるところによりこれを招集するものとし、その通知は、各取締役および監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 25 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。
2. 取締役会の決議によって、取締役社長、取締役会長各 1 名、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役、相談役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 26 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合のほか、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集し、取締役会の議長となる。
2. 当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役会の議長となる。

(取締役会の決議方法等)

第 27 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数で決め  
る。

2. 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面ま  
たは電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可  
決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、  
監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその  
他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した  
取締役および監査役が記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関しては、法令または定款に別段の定めがある場合の  
ほか、取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 当会社は、社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠  
償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責  
任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契  
約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 32 条 当会社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第33条 当会社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任)

第34条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任し、その決議は議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
3. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤監査役)

第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で決める。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名する。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第41条 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第42条 当会社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第 44 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

- 第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

- 第 46 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

- 第 47 条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。
2. 当会社は、毎年 3 月 31 日または 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。
3. 当会社は、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。
4. 配当金は、当会社がその支払の提供をしてから満 3 年を経過したときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。